

令和6年5月 適正化巡回指導項目別調査結果

区分	重点	評価点	調査事項	指導件数	(否)件数	(否)率(%)	順位
I. 事業計画等			1.主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	79	5	6.3	
			2.営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	79	5	6.3	
			3.自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	79	5	6.3	
			4.乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適切か。	79	6	7.6	
		1	5.乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	79	5	6.3	
			6.届出事項に変更はないか(役員・社員・特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等)(本社巡回に限る)。	70	1	1.4	
			7.自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	79	0	0	
			8.名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	79	0	0	
			1.事故記録が適正に記録され、保存されているか。	23	0	0	
II. 帳票類の整備、報告等		1	2.自動車事故報告書を提出しているか。	3	0	0	
			3.運転者台帳が適切に記入等され、保存されているか。	79	2	2.5	
		1	4.車両台帳が整備され、適切に記入等されているか。	79	0	0	
			5.事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る)。	66	8	12.1	(8)
			1.運行管理規程が定められているか。	79	0	0	
III. 運行管理等		○	2.運行管理者が選任され、届出されているか。	66	2	3	
			3.運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	64	6	9.4	
		1	4.事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	79	0	0	
			3.過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割りが作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適切に管理されているか。	79	17	21.5	(3)
		○	5.過積載による運送を行っていないか。	79	1	1.3	
			6.点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	79	9	11.4	(9)
		1	7.乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	79	3	3.8	
			8.運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	69	1	1.4	
		1	9.運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	16	3	18.8	(5)
			10.運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	79	8	10.1	(10)
		○	11.乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	57	27	47.4	(1)
			12.特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	57	22	38.6	(2)
		○	13.特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	57	22	38.6	(2)
IV. 車両管理等		1	1.整備管理規程が定められているか。	66	0	0	
			2.整備管理者が選任され、届出されているか。	66	0	0	
		1	3.整備管理者に所定の講習を受けさせているか。	62	10	16.1	(6)
			4.日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適切に行っているか。	79	2	2.5	
		○ 3	5.定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	79	8	10.1	(10)
V. 労基法等		1	1.就業規則が制定され、届出されているか。	37	1	2.7	
		1	2.36協定が締結され、届出されているか。	71	1	1.4	
		1	3.労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	77	0	0	
		○ 3	4.所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適切にされているか。	79	16	20.3	(4)
VI. 法定福利			1.労災保険・雇用保険に加入しているか。	74	1	1.4	
			2.健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	75	10	13.3	(7)
VII. 運輸安全管理	2		1.運輸安全マネジメントの実施は適切か。	79	0	0	

*「重点」の項目は、巡回時において調査する38項目中○印の9項目です。否がある場合は総合評価が1段階下がる判定となります。

*「評価点」の項目は、太枠の25項目であり、安全性評価事業(Gマーク)の点数で合計40点です。

巡回種別／評価区分	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	31	25	18	1	1	0	76
新規(新規参入)	1	0	1	0	0	0	2
新規(新設営業所)	0	1	0	0	0	0	1
特別(労基通報による乗務時間調査)	0	0	0	0	0	0	0
特別(支局監査後の改善確認)	0	0	0	0	0	0	0
個別(5両未満の靈柩事業者)	0	0	0	0	0	0	0
合計	32	26	19	1	1	0	79
比率	41%	33%	24%	1%	1%	0%	100%